

# 湘南海岸をきれいにする会会則

## 第1章 総 則

### ◇ 名 称

第1条 この会は、湘南海岸をきれいにする会（以下「会」という）という。

### ◇ 事務所

第2条 この会の事務所は、財団法人かながわ海岸美化財団（以下「財団」という）の本部内に置く。

### ◇ 目 的

第3条 この会は、湘南地域の総合的な海岸美化を図るため、財団と一体となって海岸美化に関する啓発、美化団体等の支援・交流の促進等を推進することを目的とする。

### ◇ 所管区域

第4条 この会の所管区域は、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、及び二宮町とする。

### ◇ 事 業

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海岸美化啓発キャンペーン
- (2) 会員相互の交流とネットワーク化の促進
- (3) 地域美化団体等が行う美化運動に対する協力及び支援
- (4) 財団が行う海岸美化啓発事業等の共同実施及び協力
- (5) 行政が行う海岸美化啓発事業等に対する協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

### ◇ 会 員

第6条 この会の会員は、第3条の目的に賛同する個人・団体・企業及び行政関係者により構成し、会員を次の2種に区分する。

- (1) 正 会 員 この会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した者

## 第2章 役 員 等

### ◇ 役員の種類及び選任

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 5人

(3) 理事 (会長及び副会長を含む) 15人以上25人以内

(4) 監事 2人

- 2 会長及び監事は、総会において選任する。
- 3 副会長は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

◇ 役員職務

第8条 会長は、この会を代表して会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長からあらかじめ指名した順序により、会長が事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会務を決定し執行する。
- 4 監事は、会務の執行を監査する。

◇ 役員任期

第9条 役員任期は2年とし、再任されることができる。

- 2 補欠として選任された役員又は増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

◇ 顧問

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り、会長委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営に関して、会長の諮問に応じた会議に出席して意見を述べるができる。

◇ 事務局

第11条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び書記を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会に諮り任免する。
- 4 事務局長は、事務局を代表し、この会の事務を統括し、会計を行う。
- 5 書記は、会長が委嘱し、事務局長を補佐し、この会の庶務的事務に従事する。

### 第3章 総会

◇ 総会の構成等

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

◇ 総会の権能

第13条 総会は、この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な

事項を議決する。

◇ 総会の開催

第14条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から請求のあったとき、若しくは監事から請求のあったときに開催する。

3 総会は、会長が招集し、総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

◇ 総会の定足数と議決

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議決は、出席した過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合において、前2項の適用については、出席したものとみなす。

## 第4章 理事会

◇ 理事会の構成

第16条 理事会は理事をもって構成する。

◇ 理事会の権能

第17条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

◇ 理事会の開催

第18条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から請求があったときに開催する。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

◇ 理事会の定足数と議決

第19条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第15条第3項の規定は、理事会の書面表決について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」会員とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

◇ 部会

第20条 この会の効率的な運営を推進するために、部会を設けることができる。

2 部会に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 事業計画・収支予算等

### ◇ 経 費

第21条 この会の経費は、会費、財団の負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

### ◇ 事業年度

第22条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### ◇ 事業計画・収支予算

第23条 この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

### ◇ 事業報告・収支決算

第24条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長及び事務局長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第6章 雑 則

### ◇ 委 任

第25条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、平成4年4月28日から施行する。
- 2 湘南海岸をきれいにする会会則(昭和56年4月28日施行)は 廃止する。